

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示	ページ
県議会の議員の選挙区に係る合併市町村における選挙区ごとの区域及び人口 (一六六・市町村課).....	1
公有水面埋立免許願書の提出(一六七・水産漁港課).....	2
公の施設の指定管理者の指定の取消し(一六八・観光課).....	2
建設業者に対する営業の停止命令(一六九・建設管理課).....	2
都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(一七〇・都市計画課).....	2
平成十八年度二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(一七一・建築住宅課).....	3
証紙売りさばきの廃止の届出(一七二・会計課).....	4
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角地域振興局農林部).....	4
土地改良区の定款変更の認可(鹿角地域振興局農林部).....	4
土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可(鹿角地域振興局農林部).....	4
県営土地改良事業計画の変更(北秋田地域振興局農林部).....	4
土地改良区の役員の退任の届出(山本地域振興局農林部).....	5
県営土地改良事業の換地処分(雄勝地域振興局農林部).....	5

告 示

秋田県告示第百六十六号

秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成十六年秋田県条例第八十四号)第一条及び第二条の規定による選挙区の人口について、市町村の合併の特例等に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号。以下「新令」という。)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる市町村の合併の特例に関する法律施行令

(昭和四十年政令第五十二号)第十三条第一項及び新令第三十九条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月七日

秋田県知事 寺田典城

選挙区	区域(平成十七年一月十日における市町村の区域)	人口
秋田市	秋田市	三二四、九五六人
能代市	能代市	五一、七〇五人
横手市	横手市	三八、八三三人
大館市	大館市	六三、六六七人
本荘市	本荘市	四五、三〇三人
男鹿市	男鹿市	二八、五〇八人
湯沢市	湯沢市	三三、三九二人
大曲市	大曲市	三八、〇三三人
鹿角市鹿角郡	鹿角市、小坂町	四三、五八五人
北秋田郡	鷹巣町、比内町、森吉町、阿仁町、田代町、合川町、上小阿仁村	六一、九九六人
山本郡	琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、八竜町、藤里町、峰浜村	四四、九五五人
南秋田郡	五城目町、昭和町、八郎潟町、飯田川町、天王町、井川町、若美町、大瀧村	七〇、八二一人
河辺郡	河辺町、雄和町	一八、〇九一人
由利郡	仁賀保町、金浦町、象潟町、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町	七三、二四七人

仙北郡	神岡町、西仙北町、角館町、中仙町、田沢湖町、協和町、南外村、仙北町、西木村、太田町、美郷町	一〇、二三五人
平鹿郡	増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	六四、八三一人
雄勝郡	稲川町、雄勝町、羽後町、東成瀬村、皆瀬村	四三、三四三人

秋田県告示第百六十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第二項の規定により、公有水面埋立免許願書の提出があつたので、同法第三条第一項の規定に基づき、次のとおりその要領を告示し、願書及び関係図書を縦覧に供する。

平成十八年三月七日

秋田県知事 寺田典城

一 願書の要領

(一) 埋立出願人の名称、住所及び代表者の氏名

名称 秋田県

住所 秋田市山王四丁目一番一号

(3) 代表者の氏名 秋田県知事 寺田典城

(二) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

埋立区域

(1) 位置 山本郡八森町字滝の間三百二十四番地一 地先の防波堤地先の公有水面

面積 二千八百六十六・七五平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

位置 山本郡八森町字滝の間三百二十四番地一 地先の防波堤地先の公有水面

面積 二万八千八十三・八五平方メートル

(三) 埋立地の用途

漁港施設用地

(四) 出願の年月日

平成十八年二月二十一日

二 願書及び関係図書の縦覧の期間及び場所

(一) 縦覧期間 平成十八年三月七日から同年三月二十七日まで

(二) 縦覧場所 農林水産部水産漁港課及び山本地域振興局農林部

秋田県告示第百六十八号

秋田県宮沢海岸オートキャンプ場の指定管理者である法人が合併により解散することに伴い、次のとおりその指定を取り消したので、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月七日

秋田県知事 寺田典城

一 住所及び名称

男鹿市野石字大場沢下一番地十七

株式会社わかみ観光物産開発

二 指定取消年月日

平成十八年二月十七日

秋田県告示第百六十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月七日

秋田県知事 寺田典城

一 処分をした年月日

平成十八年三月一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

西村土建株式会社

能代市御指南町一番四十五号

代表取締役 能登信一

秋田県知事許可(般・特 一三)二八一

三 処分の内容

平成十八年三月八日から同月十日までの間、建設業のすべての営業の停止

四 処分の原因となつた事実

西村土建株式会社が道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)違反及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)違反の罪で、能代簡易裁判所から罰金三十

万円の略式命令を受けた。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

秋田県告示第百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があつたので、同法第

六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年三月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画道路事業三・四・二十七号千秋広面線及び三・四・二十九号秋田環状線

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部

四 事業地の所在
収用の部分 変更なし

秋田県告示第七十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第十三条の規定により、平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和二十五年秋田県規則第二十九号）第十三条の規定に基づき、告示する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第十五条の十七第一項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成十八年三月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 二級建築士試験

(1) 学科の試験

ア 日時 平成十八年七月二日（日）午前十時から午後五時十分まで

イ 場所 秋田県ＪＡビル（秋田市八橋南二丁目十番十六号）

(2) 設計製図の試験

ア 日時 平成十八年九月二十四日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

イ 場所 秋田県ＪＡビル（秋田市八橋南二丁目十番十六号）

(二) 木造建築士試験

(1) 学科の試験

ア 日時 平成十八年七月二十三日（日）午前十時から午後五時十分まで

イ 場所 秋田県ＪＡビル（秋田市八橋南二丁目十番十六号）

(2) 設計製図の試験

ア 日時 平成十八年十月八日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
イ 場所 秋田県ＪＡビル（秋田市八橋南二丁目十番十六号）

二 学科の試験の科目

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

三 受験資格

法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みの手続

(一) 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込みに必要な書類
ア 受験申込書
イ 添付書類

(イ) 受験資格を有することを証する書類
写真二枚

(2) 受験申込書用紙の交付

ア 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十八年四月三日（月）から同月十四日（金）まで

イ 場所 社団法人秋田県建築士会の事務所（中央支部以外の各支部の事務所を含む。）

(3) 受験申込書の受付

ア 場所及び期間

(ア) 社団法人秋田県建築士会の事務所（秋田市山王二丁目七番三号 山王ウエスタンビル三階）においては、平成十八年四月十日（月）から同月十四日（金）まで

(イ) 社団法人秋田県建築士会北秋支部の事務所（大館市片山町三丁目十三番三号 福士静夫設計計画事務所内）においては、平成十八年四月十日（月）及び同月十一日（火）

イ 時間 午前十時から午後四時まで

(4) 受験申込みの方法

受験申込書は、直接受付場所に提出すること。

(二) インターネットによる受験申込み

(1) 受験申込みの受付

ア 期間 平成十八年四月一日（土）から同月七日（金）まで

イ 時間 受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで
受験申込みの方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。

五 受験手数料

額 一万五千円

(一) 納付方法 郵便為替により、財団法人建築技術教育普及センターに納付すること。(インターネットによる受験申込者は、財団法人建築技術教育普及センター指定のクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。)

六 合格者の発表

平成十八年十二月上旬に秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

なお、学科の試験については、平成十八年九月上旬に合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

七 試験についての問い合わせ先

財団法人建築技術教育普及センター東北支部(電話〇二二 二二三 三三四五) 社団法人秋田県建築士会(電話〇一八 八六三 六三四八)

八 その他

(一) 設計製図の試験の課題は、平成十八年六月下旬から試験当日まで、財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場に掲示する。

(二) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

秋田県告示第百七十二号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証拠の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月七日

秋田県知事 寺田典城
佐藤 仁子

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、鹿角郡小坂町大谷土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、

同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十八年三月七日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町大地字上村百十三番地

二 就任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町小坂字村上十六番地二

小坂字余路米八十三番地

小坂字冷川四十六番地

荒川字荒川二十三番地

大地字上村百十八番地

三 就任監事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町小坂字相内七番地一

中村 修太郎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鹿角郡小坂町大谷土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年二月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十八年三月七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、鹿角郡小坂町大谷土地改良区から申請があった土地改良事業(大谷地区維持管理事業)計画の変更について、平成十八年二月二十八日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年三月七日

秋田県知事 寺田典城

次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、告示し、次のとおり縦覧に供する。
平成十八年三月七日

秋田県知事 寺田典城

一 北秋田市綴子字大堤七十七番地三沢敏行ほか十六人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(綴子地区基幹水利施設補修事業)変更計画書の写し

- (二) 縦覧期間 平成十八年三月八日から同年四月五日まで
縦覧場所 北秋田市役所
- (三) 北秋田市浦田字浦田四十九番地石崎英夫ほか十九人
- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(浦田地区ほ場整備事業(担い
手育成型))変更計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十八年三月八日から同年四月五日まで
縦覧場所 北秋田市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山
本町泉八日土地改良区から次のとおり役員(の退任)の届出があつたので、同条第十七項
の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

山本郡山本町森岳字泉八日百六十四番地の一

石 井 重 夫

平成十八年二月二十七日県営土地改良事業(宇留院内地区土地改良総合整備事業
(新生産調整型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十
五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、
公告する。

平成十八年三月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄